

令和4年1月定例会 教育長報告

◆ 1月の主な活動

13日 静岡市優秀教職員表彰式（清水庁舎）〔教育長〕

18日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 2月の主な予定

3日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

* 2月4日～3月18日 静岡市議会2月定例会

議案第 2 0 号

通学区域の変更について

通学区域について、次のように変更する。

令和 4 年 1 月 1 8 日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 通学区域について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問し、
答申を得たので、令和 4 年度より変更しようとするものである。

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校	静岡市立伝馬町小学校	静岡市立伝馬町小学校
		静岡市立葵小学校	静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立安倍口小学校	静岡市立安倍口小学校、静岡市立足久保小学校及び静岡市立美和小学校	静岡市立安倍口小学校	静岡市立安倍口小学校及び静岡市立美和小学校
		静岡市立足久保小学校	静岡市立足久保小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立中藁科小学校	静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校、静岡市立清沢小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立中藁科小学校	静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校
		静岡市立大川小学校	静岡市立大川小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学校、静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学校及び静岡市立清水小学校
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水有度第一小学校	静岡市立清水有度第一小学校及び静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第一小学校	静岡市立清水有度第一小学校
		静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学	静岡市立伝馬町小学校	静岡市立伝馬町小学校
	校、静岡市立葵小学校 及び静岡市立安東小学 校	静岡市立葵小学校	静岡市立葵小学校及び 静岡市立安東小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学 校	静岡市立安西小学校、 静岡市立井宮小学校及 び静岡市立井宮北小学 校	静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及 び静岡市立井宮小学校
		静岡市立井宮北小学校	静岡市立井宮北小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立長田西小 学校	静岡市立長田西小学校 及び静岡市立長田北小 学校	静岡市立長田西小学校	静岡市立長田西小学校
		静岡市立長田北小学校	静岡市立長田北小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水入江 小学校	静岡市立清水辻小学 校、静岡市立清水江尻 小学校、静岡市立清水 入江小学校、静岡市立 清水袖師小学校及び静 岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水江尻小学 校	静岡市立清水辻小学 校、静岡市立清水江尻 小学校、静岡市立清水 袖師小学校及び静岡市 立清水庵原小学校
		静岡市立清水入江小学 校	静岡市立清水入江小学 校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校
	及び静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水船越小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校、静岡市立清水不二見小学校、静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校
		静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水高部小学校	静岡市立清水高部小学校及び静岡市立清水高部東小学校	静岡市立清水高部小学校	静岡市立清水高部小学校
		静岡市立清水高部東小学校	静岡市立清水高部東小学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立籠上中学校	静岡市立籠上中学校、静岡市立賤機中学校、静岡市立美和中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立籠上中学校	静岡市立籠上中学校及び静岡市立美和中学校
		静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校、 静岡市立安倍川中学校、 静岡市立観山中学校、 静岡市立長田南中学校及び静岡市立城山中学校	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校、 静岡市立安倍川中学校 及び静岡市立観山中学校
		静岡市立長田南中学校	静岡市立長田南中学校 及び静岡市立城山中学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立豊田中学校	静岡市立大里中学校、 静岡市立豊田中学校及び静岡市立中島中学校	静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校及び静岡市立中島中学校
		静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校及び静岡市立南中学校	静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校
		静岡市立南中学校	静岡市立南中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和4年4月1日

令和4年1月14日

静岡市教育委員会 様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会
委員長 粉川 克彦



令和3年12月24日付け03静教教児第2282号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが
適当と認める。

(1) 静岡市立伝馬町小学校に新設し、静岡市立伝馬町小学校(知)、静岡市立葵小学校
(知)及び静岡市立安東小学校(知)の通学区域を変更する。

旧(現行)		新(改正案)	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校 及び静岡市立安東小学校	静岡市立伝馬町小学校	静岡市立伝馬町小学校
		静岡市立葵小学校	静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校

(2) 静岡市立足久保小学校に新設し、静岡市立安倍口小学校（知）、静岡市立足久保小学校（知）及び静岡市立美和小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立安倍口小学校	静岡市立安倍口小学校、静岡市立足久保小学校及び静岡市立美和小学校	静岡市立安倍口小学校	静岡市立安倍口小学校及び静岡市立美和小学校
		静岡市立足久保小学校	静岡市立足久保小学校

(3) 静岡市立大川小学校に新設し、静岡市立中藁科小学校（知）、静岡市立中藁科小学校小布杉分校（知）、静岡市立水見色小学校（知）、静岡市立清沢小学校（知）及び静岡市立大川小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立中藁科小学校	静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校、静岡市立清沢小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立中藁科小学校	静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校
		静岡市立大川小学校	静岡市立大川小学校

(4) 静岡市立清水不二見小学校に新設し、静岡市立清水浜田小学校（知）、静岡市立清水小学校（知）及び静岡市立清水不二見小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学校、静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学校及び静岡市立清水小学校
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

- (5) 静岡市立清水有度第二小学校に新設し、静岡市立清水有度第一小学校（知）及び静岡市立清水有度第二小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水有度第一小学校	静岡市立清水有度第一小学校及び静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第一小学校	静岡市立清水有度第一小学校
		静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第二小学校

- 2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

- (1) 静岡市立伝馬町小学校に新設し、静岡市立伝馬町小学校（自・情）、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校	静岡市立伝馬町小学校	静岡市立伝馬町小学校
		静岡市立葵小学校	静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校

- (2) 静岡市立井宮北小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）、静岡市立井宮小学校及び静岡市立井宮北小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校、静岡市立井宮小学校及び静岡市立井宮北小学校	静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校
		静岡市立井宮北小学校	静岡市立井宮北小学校

(3) 静岡市立長田北小学校に新設し、静岡市立長田西小学校（自・情）及び静岡市立長田北小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立長田西小学校	静岡市立長田西小学校	静岡市立長田西小学校	静岡市立長田西小学校
	及び静岡市立長田北小学校	静岡市立長田北小学校	静岡市立長田北小学校

(4) 静岡市立清水江尻小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）、静岡市立清水江尻小学校（自・情）、静岡市立清水入江小学校（自・情）、静岡市立清水袖師小学校（自・情）及び静岡市立清水庵原小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水入江小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水入江小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水江尻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校
		静岡市立清水入江小学校	静岡市立清水入江小学校

(5) 静岡市立清水船越小学校に新設し、静岡市立清水岡小学校（自・情）及び静岡市立清水船越小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校
	及び静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水船越小学校

(6) 静岡市立清水駒越小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）、静岡市立清水不二見小学校（自・情）、静岡市立清水駒越小学校（自・情）、静岡市立清水三保第一小学校（自・情）及び静岡市立清水三保第二小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校、静岡市立清水不二見小学校、 <u>静岡市立清水駒越小学校</u> 、静岡市立清水三保第一小学校及び	静岡市立清水不二見小学校 <u>静岡市立清水駒越小学校</u>	静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校
	<u>静岡市立清水三保第二小学校</u>		<u>静岡市立清水駒越小学校</u> 、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校

(7) 静岡市立清水高部東小学校に新設し、静岡市立高部小学校（自・情）及び静岡市立清水高部東小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水高部小学校	静岡市立清水高部小学校及び静岡市立清水高部東小学校	静岡市立清水高部小学校 <u>静岡市立清水高部東小学校</u>	静岡市立清水高部小学校
			<u>静岡市立清水高部東小学校</u>

(8) 静岡市立賤機中学校に新設し、静岡市立籠上中学校（自・情）、静岡市立賤機中学校（自・情）、静岡市立美和中学校（自・情）、静岡市立大河内中学校（自・情）、静岡市立梅ヶ島中学校（自・情）、静岡市立玉川中学校（自・情）及び静岡市立井川中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立籠上中学校	静岡市立籠上中学校、 静岡市立賤機中学校、	静岡市立籠上中学校	静岡市立籠上中学校及び静岡市立美和中学校
	静岡市立美和中学校、 静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立賤機中学校	静岡市立賤機中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校

(9) 静岡市立長田南中学校に新設し、静岡市立末広中学校（自・情）、静岡市立城内中学校（自・情）、静岡市立安東中学校（自・情）、静岡市立安倍川中学校（自・情）、静岡市立観山中学校（自・情）、静岡市立長田南中学校（自・情）及び静岡市立城山中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校、 静岡市立安倍川中学校、静岡市立観山中学校、静岡市立長田南中学校及び静岡市立城山中学校	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校、静岡市立安倍川中学校及び静岡市立観山中学校
		静岡市立長田南中学校	静岡市立長田南中学校及び静岡市立城山中学校

(10) 静岡市立大里中学校に新設し、静岡市立大里中学校（自・情）、静岡市立豊田中学校（自・情）及び静岡市立中島中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立豊田中学校	静岡市立大里中学校、 静岡市立豊田中学校及 び静岡市立中島中学校	静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校及 び静岡市立中島中学校
		静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校

(11) 静岡市立南中学校に新設し、静岡市立高松中学校（自・情）及び静岡市立南中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校及 び静岡市立南中学校	静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校
		静岡市立南中学校	静岡市立南中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和4年4月1日

報告第15号

令和3年度静岡市優秀教職員表彰について

令和3年度静岡市優秀教職員表彰について、次のとおり報告する。

令和4年1月18日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 令和3年度静岡市優秀教職員表彰に関し、静岡市優秀教職員表彰の実施に関する要領に基づき、表彰対象者を選出したので報告する。

令和3年度 優秀教職員表彰 表彰対象者一覧

校種	No	学校名	職種	名前	年齢	項目
小学校	1	城北小	養護教諭	飯島 佳子	46	ウ
	2	賤機南小	教諭	白井 智幸	39	イ
	3	服織小	教諭	酒井 信一	46	ア
	4	中島小	教諭	石村 めい子	46	才
	5	大谷小	教諭	吉川 宏	47	力
	6	清水有度第二小	教諭	大塩 雄太	40	力
	7	清水江尻小	教諭	内山 純子	49	ア
	8	清水駒越小	教諭	丸尾 美樹	39	ア
中学校	9	籠上中	教諭	松田 大輔	37	イ
	10	安東中	教諭	渡邊 美華	45	力
	11	西奈中	教諭	廣澤 真紀	47	ア
	12	豊田中	教諭	深澤 聡	49	工
	13	清水第一中	教諭	油井 幸美	48	力
	14	高松中	教諭	井上 恒祐	47	ア
	15	清水第三中	教諭	大石 恭平	41	ア
	16	清水第八中	教諭	渡辺 剛史	37	イ
高等学校	17	市立高	教諭	平岡 靖史	49	イ
	18	清水桜が丘高	教諭	松浦 和子	50	力

1 趣 旨

この要領は、静岡県教育委員会表彰要綱第2条第1号に規定する者に対する表彰（静岡県優秀教職員表彰）に関する手続きを定めるものとする。

2 定 義

この要領で「教職員」とは、静岡県教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡県条例第259号）第2条又は静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）第2条に規定する職員（校長、副校長又は教頭を除く。）で、静岡市立の小学校、中学校及び高等学校に勤務する者をいう。

3 被表彰者

被表彰者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) その日常的な職務遂行が他の教職員の模範として推奨に値すること。
- (2) 過去において懲戒処分等を受けていないこと。
- (3) 次のア～クのいずれかに該当すること。

- ア 学習指導において、特に優れた実践があること。
- イ 生徒指導又は進路指導等において、特に優れた実践があること。
- ウ 学校体育、学校保健又は学校給食において、特に優れた実践があること。
- エ 部活動等において、特に優れた実践があること。
- オ 特別支援教育において、特に優れた実践があること。
- カ 学校運営の改善又は学校組織の活性化等に特に優れた実践があること。
- キ ユネスコ活動や国際交流等の分野において、特に優れた実践があること。
- ク その他、表彰することが適当と認められる特に優れた実践があること。

2 被表彰者は、推薦年度の4月1日において在職経験10年以上かつ35歳以上50歳未満の者とする。ただし、国立大学法人又は公立学校の教諭等として採用されていた者は、その期間を通算することができる。

3 表彰回数は、被表彰者の在職期間の全てのうち2回を限度とし、同一校において受ける表彰は、上記3の(3)の同一項目につき1回限りとする。

4 被表彰者の決定

(1) 所属長は静岡県教育委員会表彰要綱第6条に基づき、以下の文書をもって、静岡県教育委員会に具申する。

- ア 表彰候補者推薦書（別紙様式第1号、別紙様式第2号）
- イ 推薦理由に関連する資料（必要に応じて）

(2) 被表彰者は、所属長の具申を受け、静岡県教育委員会表彰要綱第7条に基づき、静岡県教育委員会が審査決定する。

5 静岡市優秀教職員表彰審査委員会

教育委員会は、被表彰者の決定その他教職員表彰に関し必要があると認める事項を審査するため、静岡市優秀教職員表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は教育統括監を、委員は教育局次長、教育総務課長、教職員課長、学校教育課長、学校給食課長、静岡市教育センター所長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- (3) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (4) 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- (5) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、教育局次長の職にある委員がその職務を代理する。
- (6) 委員会の会議は、委員長が招集する。
- (7) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- (8) 委員会の庶務は、教職員課において処理する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年1月18日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立高等学校の定時制課程が閉課程されることに伴い、所要の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 第3巻 5985頁
------	-----	------------------

例規概要説明書（教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立の高等学校授業料等徴収条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	令和3年度末をもって静岡市立高等学校の定時制課程が閉課程されることに伴い、関連する規定を改正する。
4 施行期日	令和4年4月1日
5 制定改廃の概要	「聴講料」「聴講」「定時制課程」を削除することに伴い記述を改める。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市立高等学校学則 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則
8 予算措置等特記事項	

議案第 号

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例（平成15年静岡市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、聴講料」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「、聴講料」を削る。

第3条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第1項中「及び聴講料（以下「授業料等」という。）」を削り、「授業料等に」を「授業料に」に改め、同条第2項中「若しくは退学をし、又は聴講を取りやめ、若しくは聴講の許可を取り消された」を「又は退学をした」に、「授業料等」を「授業料」に改め、同条第3項中「授業料等」を「授業料」に改め、同条第4項中「若しくは再入学をし、又は聴講の許可を受けた」を「又は再入学をした」に、「授業料等」を「授業料」に改め、同条第5項中「授業料等」を「授業料」に改め、同項ただし書中「若しくは再入学をし、又は聴講の許可を受けた」を「又は再入学をした」に改める。

第4条の見出し中「授業料等」を「授業料」に改め、同条中「又は聴講料」を削る。

第6条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種別	金額
授業料（年額）	118,800円
入学検定料	2,200円
入学料	5,650円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例（平成15年静岡市条例第265号）新旧対照表（第 条公布日施行分）

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立の高等学校授業料等徴収条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、静岡市立の高等学校の授業料、<u>聴講料</u>、入学検定料及び入学料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（授業料、<u>聴講料</u>、入学検定料及び入学料の額）</p> <p>第2条 授業料、<u>聴講料</u>、入学検定料及び入学料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>（<u>授業料等</u>の徴収等）</p> <p>第3条 授業料及び<u>聴講料</u>（以下「<u>授業料等</u>」という。）の徴収は、各年度に係る<u>授業料等</u>について3期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額及び納期限は、次の表のとおりとする。</p> <p>2 各期中途において転学、休学、留学若しくは退学をし、又は<u>聴講を取りやめ、若しくは聴講の許可を取り消された者</u>については、当該期分の<u>授業料等</u>の額として、その年額の12分の1に相当する額に当該期の最初の月から転学、休学、留学若しくは退学をし、又は<u>聴講を取りやめ、若しくは聴講の許可を取り消された日</u>の属する月までの月数を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>3 前項の場合において、既納の<u>授業料等</u>に過納を生じた場合は、その者の請求により当該過納の分を還付するものとする。</p>	<p>○静岡市立の高等学校授業料等徴収条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、静岡市立の高等学校の授業料_____、入学検定料及び入学料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（授業料_____、入学検定料及び入学料の額）</p> <p>第2条 授業料_____、入学検定料及び入学料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>（<u>授業料</u>の徴収等）</p> <p>第3条 授業料_____の徴収は、各年度に係る<u>授業料</u>について3期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額及び納期限は、次の表のとおりとする。</p> <p>2 各期中途において転学、休学、留学又は退学をした_____者については、当該期分の<u>授業料</u>の額として、その年額の12分の1に相当する額に当該期の最初の月から転学、休学、留学又は退学をした_____日の属する月までの月数を乗じて得た額を徴収する。</p> <p>3 前項の場合において、既納の<u>授業料</u>に過納を生じた場合は、その者の請求により当該過納の分を還付するものとする。</p>

【別表】（2条関係）

現行

種別	全日制課程	定時制課程
授業料（年額）	118,800円	32,400円
聴講料（1科目につき年額）	—	720円
入学検定料	2,200円	950円
入学料	5,650円	2,100円

改正後（案）

種別	金額
授業料（年額）	118,800円
入学検定料	2,200円
入学料	5,650円

《静岡市立高等学校定時制課程の今後の在り方について》

静岡市立高等学校定時制課程（市高定時制）は、中学校を卒業して勤務に従事するなど、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して高校教育を受ける機会を与えることを目的に昭和17年に静岡市立第二中学として開校し、同23年に市高定時制となり現在に至ります。

しかし、昨今の市内定時制高校進学ニーズの変化に伴い、市高定時制の生徒数は減少傾向にあり、これにより望ましい規模の学習環境を確保できない状況にあります。

このことを踏まえ、**市高定時制課程を平成31年度の新入生の募集を停止し、34年3月に閉課程とする方向**で検討していきたいと考えています。

《市高定時制を取り巻く状況》

I 進学ニーズ

(1) 市内定時制等5校の平成29年度新入生の定員に対する割合

学 科	普通科			工業技術科	(単位制)
高 校 名	市立高校	静岡高校	清水東高校	科学技術高校	静岡中央高校
定 員	40人	40人	40人	40人	240人
H29 新入生定員充足率	7.5%	20.0%	37.5%	82.5%	85.8%

(2) 過去5か年の市内高校定時制課程等の入試動向（定員40人/年、再募集含む）※静中高(単位制)は参考

【受検者数】

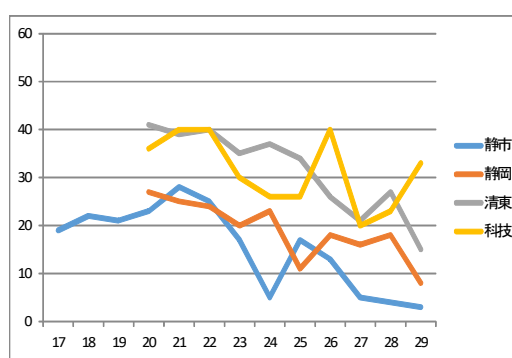
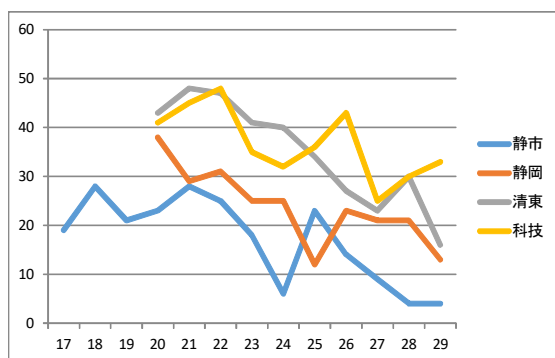
(人)

	H25	H26	H27	H28	H29
市 高	23	14	9	4	4
静 高	12	23	21	21	13
清水東	34	27	23	30	16
科技高	36	43	25	30	33
静中高	256	187	179	182	209

【合格者数】

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29
市 高	17	13	5	4	3
静 高	11	18	16	18	8
清水東	34	26	21	27	15
科技高	26	40	20	23	33
静中高	227	181	169	180	206



(3) 市内定時制高校在校学年別生徒数

平成29年5月1日現在 (単位;人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	合 計	在校生の就職者数
市 高	※4	4	2	4	14	8人(アルバイト)
静 高	8	20	12	10	50	3人(正規)、26人(アルバイト)
清水東	18	24	13	8	63	1人(正規)、39人(アルバイト)
科技高	35	18	16	22	91	46人(アルバイト)
計	65(61)	66(62)	43(41)	44(40)	218(204)	

※市高1年生：4人（新入生：3人、復学生1人）、（ ）内の人数は、市高の生徒数を除く。

(4) 市内定時制高校の部活動等の状況

① 部活動の状況

項 目	運動部	文化部
市 高	なし	なし
静 高	バスケットボール、卓球	なし
清 水 東	サッカー、卓球、バドミントン	百人一首、芸術、棋道
科 技 高	バスケットボール、卓球、陸上、バドミントン	数学、パソコン、自動車、電気工事士受験資格研究、CAD、イラスト、工作

② 芸術科目開講状況

項 目	芸術科目
市 高	書道
静 高	音楽、美術
清 水 東	音楽、美術、造形
科 技 高	音楽、美術、工芸、書道

II 市内の定時制の進学状況

市内定時制高校（4年制）充足率 ※静中高(単位制)は参考 平成 29 年 5 月 1 日現在

学校名	募集人数	全校生徒数	充足率	在校生の就職者数
市 高	各学年 40 人	14 人	8.75%	8 人 (アルバイト)
静 高	各学年 40 人	50 人	31.25%	3 人 (正規)、26 人 (アルバイト)
清水東	各学年 40 人	63 人	39.38%	1 人 (正規)、39 人 (アルバイト)
普通科 2 校計	定員総数 320 人	113 人	35.31%	
科技高	各学年 40 人	91 人	56.88%	46 人 (アルバイト)
静中高	毎年 240 人	687 人		未調査

※H29 静高+清水東+科技高の1年生総定員 120 人のうち在籍実績 61 人(I(3)参照)⇒空定数 59 人

直近 10 年間における静中高の最高在校者数は、平成 23 年度の 773 人⇒この実績からまだ 80 人余の空きがあると思われる。

III その他(参考)

市立中学 3 年生の生徒数実数と推計

学事課調べ

年 度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
中3生徒数(人)	5,471	5,364	5,317	5,057	5,069	4,709	4,890	4,861	4,752
H29 対比(%)	104.47	101.82	100.00	94.39	93.33	92.04	92.29	91.45	91.05

※平成 35 年度の中学 3 年生は 29 年度と比較して、565 人減、△9%と見込まれている。

議案第22号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年1月18日提出

静岡市長 田 辺 信 宏
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立高等学校の定時制課程が閉課程されることに伴い、定時制通信教育手当の規定が不要になるため、所要の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

審査議案	第	号	静岡市例規集 3巻 5872頁
------	---	---	-----------------

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 例規の名称	静岡市教育職員の給与に関する条例
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input type="checkbox"/> 制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	令和3年度末をもって静岡市立高等学校の定時制課程が閉課程されることに伴い、関連する規定を改正する。
4 施行期日	令和4年4月1日
5 制定改廃の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条から「、定時制通信教育手当」を削除 ・第9条を削除 ・第14条中段「、給与条例第24条ただし書中～「定時制通信教育手当」と」を削除する。 ・附則に、静岡市職員の修学部分休業に関する条例、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例、静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正を規定する。
6 法的な検討事項	
7 関係する法令・条例等	静岡市立高等学校学則
8 予算措置等特記事項	

議案第 号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、定時制通信教育手当」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第14条中「、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「定時制通信教育手当」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

2 静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、地域手当及び定時制通信教育手当」を「及び地域手当」に改める。

（静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正）

3 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中

「

給与条例第24条ただし書

給与条例第16条第2項中「100

	分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書
定時制通信教育手当	へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
給与条例第36条第2項	給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項

を

」

「

給与条例第36条第2項	給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項
-------------	---

に

」

改める。

(静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 4 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、勤勉手当若しくは定時制通信教育手当」を「若しくは勤勉手当」に改める。

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）新旧対照表（第 条公布日施行分）

現行	改正後（案）
<p>（給与の種類）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）、<u>定時制通信教育手当</u>及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p>（定時制通信教育手当）</p> <p>第9条 高等学校で、定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（本務として定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の職員及び再任用短時間勤務職員に限る。）及び教育委員会規則で定める実習助手に限る。）には、その者の給料月額に100分の6（管理職手当を受ける者にあつては、100分の4を超えない範囲内において教育委員会規則で定める割合）を乗じて得た額の定時制通信教育手当</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。） _____及び義務教育等教員特別手当をいう。</p> <p>（定時制通信教育手当）</p> <p>第9条 削除</p>

を支給する。

2 前項の定時制通信教育手当に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(準用)

第14条 第3条に規定する給与については、この条例に定めるもののほか、給与条例の規定を準用する。この場合において、給与条例第13条及び第16条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「定時制通信教育手当」と、給与条例第36条第2項中「該当して休職」とあるのは「該当して休職（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定の適用を受ける休職を除く。）」と、給与条例中「市規則」とあるのは「教育委員会規則」と、それぞれ読み替えるものとする。

(準用)

第14条 第3条に規定する給与については、この条例に定めるもののほか、給与条例の規定を準用する。この場合において、給与条例第13条及び第16条中「市長」とあるのは「教育委員会」と_____、給与条例第36条第2項中「該当して休職」とあるのは「該当して休職（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条の規定の適用を受ける休職を除く。）」と、給与条例中「市規則」とあるのは「教育委員会規則」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(静岡市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)
- 2 静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、地域手当及び定時制通信教育手当」を「及び

地域手当」に改める。

- 3 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の表中

「

給与条例第24条ただし書	給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書
定時制通信教育手当	へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）
給与条例第36条第2項	給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条と、給与条例第36条第2項

を

	<p style="text-align: right;">」</p> <p>「</p> <table border="1" data-bbox="1167 341 1901 1254"> <tr> <td data-bbox="1167 341 1487 1254"> <p>給与条例第36条第2項</p> </td> <td data-bbox="1487 341 1901 1254"> <p>給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と、給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">に」</p>	<p>給与条例第36条第2項</p>	<p>給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と、給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項</p>
<p>給与条例第36条第2項</p>	<p>給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と、給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項</p>		

	<p>改める。</p> <p>（静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）</p> <p>4 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1項中「、勤勉手当若しくは定時制通信教育手当」を「若しくは勤勉手当」に改める。</p>
--	--

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和4年1月18日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 足久保小学校の移転に伴い、所要の改正を行うにあたり、意見聴取をしようとするものである。

議案第 号

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立足久保小学校	静岡市葵区足久保奥組741番地の1	を
------------	-------------------	---

」

「

静岡市立足久保小学校	静岡市葵区足久保口組3276番地の2	に
------------	--------------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 24 号

令和 3 年度補正予算案について

令和 3 年度補正予算 (2 月) 案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 29 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 4 年 1 月 18 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

(教育委員会事務局教育局教育施設課)

記

1 補正予算の概要

別紙「事業の概要」のとおり

事業の概要

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
教育局			
国の補正予算に伴う補正			
教育 総務課 教育 施設課	小中高等学校保健特別対策 事業 (小中学校維持管理事業) (市立高等学校維持管理事業) (市立清水桜が丘高等学校維持 管理事業) (10-2-1) (10-3-1) (10-4-1)	170,100 (379,186)	(事業内容) 小中高等学校における感染症対策に必要な衛生用品等の 購入 ・実施内容 消毒液や不織布マスク等の保健衛生用品 の購入 ・対象校 小学校 84校 中学校 43校 高等学校 2校 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 85,050 臨時交付金 85,050
教育 総務課	☆ 教育用情報機器整備事業 (市立高等学校振興事業) (10-4-2)	41,400 (0)	(事業内容) 高等学校における1人1台端末や遠隔授業等のICTを活用 した教育を推進するため、教員用端末や普通教室、PC教 室等の機器を整備 ・実施内容 教員用端末 60台 普通教室 プロジェクタ27台 PC教室等 PC93台 各種サーバー、周辺機器等 ・対象校 静岡市立高等学校 (静岡市立清水桜が丘高等学校は整備済み) 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 720 臨時交付金 39,960
教育 施設課	小中学校校舎トイレフレッシュ 事業 (校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	333,100 (23,600)	(事業内容) 老朽化が著しく衛生的な環境の保持が困難なトイレを清潔 で快適なトイレに改修するための設計及び工事を実施 ・改修内容 トイレの洋式化、床のドライ化等 ・対象校 設計 川原小学校など 8校 清水興津中学校など 4校 工事 久能小学校など 4校 東豊田中学校など 2校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 84,136 市債 227,800
その他			
教育 施設課	小中一貫教育の推進事業 (校舎等改修事業) (10-3-4)	△61,600 (566,600)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の減額 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 1,346 市債 △55,900
教育 センター	教育機器設置事業 (10-2-2) (10-3-2)	△258,909 (698,140)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の減額 【特定財源】 臨時交付金 △217,996

(単位:千円)

課名	施策・事業 (款-項-目)	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
中央 図書館	図書館整備事業 (10-5-3)	△119,041 (229,206)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の減額 【特定財源】市債 △107,500
人件費			
教育 総務課 教職 員課 学校 教育課	給与費等	△1,130,292 (33,524,558)	(事業内容) 現員現給に伴う減額 【特定財源】国庫負担金(1/3) △93,842 国庫補助金(1/3) △2,927

繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	維持管理経費 (学校保健特別対策事業) (教育施設課)	109,800千円
		校舎等改修事業費 (川原小学校外12) (教育施設課)	259,400千円
	3 中学校費	維持管理経費 (学校保健特別対策事業) (教育施設課)	54,900千円
	4 高等学校費	市立高等学校維持管理費 (学校保健特別対策事業) (教育総務課)	2,700千円
		市立清水桜が丘高等学校維持管理費 (学校保健特別対策事業) (教育総務課)	2,700千円
		市立高等学校振興経費 (教育総務課)	41,400千円

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
10 教育費	3 中学校費	校舎等改修事業費 (美和中学校外6) (教育施設課)	80,000千円	190,000千円

債務負担行為

(追加)

事 項	期間	限度額
小学校教室等改修事業費 (教育施設課)	令和 4 年 度	19,700千円
中学校教室等改修事業費 (教育施設課)	令和 4 年 度	7,800千円
小学校教育機器設置費 (G I G A スクール運営支援センター ICT 支援員) (教育センター)	令和 4 年 度	38,050千円
中学校教育機器設置費 (G I G A スクール運営支援センター ICT 支援員) (教育センター)	令和 4 年 度	20,450千円
小学校教育機器設置費 (G I G A スクール運営支援センター ヘルプデスク) (教育センター)	令和 4 年 度	13,100千円
中学校教育機器設置費 (G I G A スクール運営支援センター ヘルプデスク) (教育センター)	令和 4 年 度	7,054千円

(変更)

事 項	区分	期間	限度額
人事給与システム機器等設置費 (教育委員会分) (教職員課)	変更前	自 令和 4 年 度 至 令和 8 年 度	47,809千円
	変更後	自 令和 4 年 度 至 令和 8 年 度	45,828千円
小学校教育機器設置費 (教育センター)	変更前	自 令和 4 年 度 至 令和 9 年 度	534,402千円
	変更後	自 令和 4 年 度 至 令和 9 年 度	237,765千円
中学校教育機器設置費 (教育センター)	変更前	自 令和 4 年 度 至 令和 9 年 度	104,346千円
	変更後	自 令和 4 年 度 至 令和 9 年 度	45,293千円
中学校教育用情報機器設置費 (教育センター)	変更前	自 令和 4 年 度 至 令和 8 年 度	88,550千円
	変更後	自 令和 4 年 度 至 令和 8 年 度	30,305千円

継続費

(変更)

【変更前】

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	仮称清水両河内 小中学校改修費 (教育施設課)	481,000	令和3年度	384,800
				令和4年度	96,200

【変更後】

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	仮称清水両河内 小中学校改修費 (教育施設課)	415,400	令和3年度	323,200
				令和4年度	92,200